

# 雲仙市ホームページ広告掲載取扱要領

平成20年2月29日

告示第14号

(趣旨)

第1条 この告示は、雲仙市広告事業実施要綱（平成20年雲仙市告示第12号。以下「要綱」という。）第23条の規定に基づき、雲仙市ホームページへの有料広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) ホームページ 雲仙市が管理するホームページをいう。
- (2) バナー広告 市ホームページ内に広告の画像を掲載し、広告主の指定するホームページにリンクするインターネット広告をいう。
- (3) ピクセル デジタル画像を構成する単位をいう。
- (4) アニメーション デジタル画像形式GIFの一つで、一つのファイルの中に複数のGIF画像を保存し、それらを順に表示していく動画表現をいう。
- (5) キロバイト コンピューターが扱う情報量の単位をいう。

(広告物の掲載位置等)

第3条 広告物の掲載位置はホームページの市が指定する位置とし、掲載枠数は6枠以内とする。

(広告物の規格)

第4条 掲載する広告物は、バナー広告とし、広告物の1枠当たりの規格は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める規格とする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル×横160ピクセル
- (2) データ形式 GIF（アニメーション可）・JPEG
- (3) データ容量 100キロバイト以下

(広告掲載の期間)

第5条 広告掲載の期間は、月の初日から当該月の末日までの1箇月を単位とし、広告主が希望する月数とする。ただし、連続して掲載する最長の期間は12箇月とする。

(広告掲載料)

第6条 広告の1枠当たりの広告掲載料は、月額11,000円とする。

2 要綱第8条第3項に規定する追加枠の広告掲載料は、前項に定める額の半額とする。

(広告掲載料の減額)

第7条 市長は、広告主又は広告内容が次の表に定める減額条件を満たす場合は、同表に定める減額率により掲載料を減額することができる。ただし、複数の減額条件を満たす場合は、それぞれの減額率のうち最も大きいものを適用するものとする。

減額条件	減額率 (%)
広告主が市内に主たる事業所等を有する場合	20
広告主が広報紙に同時期に申し込んだ場合（ただし、ホームペー	30

ジの掲載料金の減額に限る。)

(広告物の提出)

第8条 提出する広告物は、電磁的記録及びそれを印刷したものとする。

(一時停止による広告掲載料の還付)

第9条 既に納付された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない理由により広告の掲載を、連続して4日以上一時停止したときは、納付済みの広告掲載料を一時停止した日数に応じ、当該広告主に還付する。

2 前項の規定により返還する広告掲載料は、納付済みの広告掲載料を30で除した額に一時停止した日数の合計を乗じて得た額とし、円未満は切り捨てる。

3 前項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

附 則

この告示は、平成20年3月1日から施行する。